

## 第2部 環境の現況及び環境保全に関して講じた施策

### 第1章 自然と人との共存

自然環境保全対策においては、自然と人との共存できる社会の構築のために、自然や動植物を体系的に保全するとともに、自然とふれあうための条件づくりを行い、農地、森林、沿岸地域の環境保全機能を維持・向上するための施策を行っています。

#### 第1節 自然環境の体系的保全

##### 1 自然保護思想の普及啓発

近年の様々な環境問題に対処するためには、自然の理にかなった方策で環境と人との絆を強め環境を広く分かち合う「環境にやさしい文化」を創造する必要があります。

こうした新しい文化の創造に当たっては、自然を大切にし、自然とふれあい、自然と調和した活動を行う県民意識を育むことが大切であるため、次のような施策を推進しています。

###### (1) 自然観察会の実施委託

県民が自然に対する理解を深め、自然を大切にしようとする心を育むため、県内各地でモデル的な自然観察会を実施し、自然教育を積極的に推進しています。

###### (2) データバンク事業

県土の自然環境への理解を深めてもらうため、県等が保有している自然環境情報を広く県民に提供するための、パソコンを利用したシステムの作成及び入力を行っています。

このほか、愛鳥週間、環境月間、自然に親しむ運動、自然公園クリーンデー等の各種行事を通じ自然保護思想の普及啓発に努めています。

###### (3) 自然観察リーダー研修会

県内各地で行われている自然観察をより有意義なものとし、自然保護思想の普及と自然教育活動を一層推進するため、自然観察会でリーダーとして活躍している自然観察指導員等を対象にした研修会を実施しています。

###### (4) 秋田県環境と文化のむら

里山の自然とのふれあいを通して人と自然とのかわりについて理解を深めることを目的とした施設、「環境と文化のむら」では、専門の職員を配置し、自然との正しい接し方、自然の楽しみ方について指導に当たるほか、定期的に自然観察会、講習会を実施しています。

##### 2 自然環境保全地域等の指定・管理

###### (1) 世界遺産白神山地

日本政府が平成4年10月世界遺産条約に基づき、登録を推薦していた「白神山地」は、平成5年12月9日コロンビアのカルタヘナで開催された世界遺産委員会第17回通常会合において、世界遺産のクライテリア( )に適合するものとして世界遺産に登録されました。

なお、クライテリア(選定基準)( )は、進化しつつある重要な地質学的プロセス、生物学的進化及び人類と自然環境との相互作用を代表する顕著な事例であるものとなっています。

白神山地の概要

原生的なブナ天然林が大面積にわたって純林状態で維持されている世界的にも希少な地域です。

当地域のブナ林内には、多種多様な植物群落が共存し、かつブナ林を背景として豊富な動物群が生息しています。

また、イヌワシ、クマゲラ等希少な動植物が生息、自生しています。

世界遺産地域の指定・管理状況

表1のような地域指定や管理計画により、白神山地の豊かな自然環境は大切に守られています。

表1 世界遺産白神山地域別面積表 (単位：ha)

世界遺産管理地域 (世界遺産条約に基づく世界遺産管理計画)	全体面積	16,971	核心地域	10,139	緩衝地域	6,832
	秋田県	4,344	秋田県	2,466	秋田県	1,878
	青森県	12,627	青森県	7,673	青森県	4,954
自然公園法に基づく保護制度 (きみまち坂藤里峡県立自然公園) (津軽国定公園) (明石溪流暗門の滝県立自然公園)	全体面積	2,928	特別保護地区	295	特別保護地区	49
	秋田県	8	秋田県	0	秋田県	0
	青森県	2,920	青森県	295	青森県	49
					特別地域	2,584
					秋田県	8
					青森県	2,576
白神山地自然環境保全地域 (自然環境保全法)	全体面積	14,043	特別地区	9,844	普通地区	4,199
	秋田県	4,336	秋田県	2,466	秋田県	1,870
	青森県	9,707	青森県	7,378	青森県	2,329
白神山地森林生態系保護地域 (保護林の再編・拡充について：長官通達)	全体面積	16,971	保存地区	10,139	保全利用地区	6,832
	秋田県	4,344	秋田県	2,466	秋田県	1,878
	青森県	12,627	青森県	7,673	青森県	4,954

(2) 自然環境保全地域の指定状況

本県には起伏の大きい山岳、岩礁海岸等変化に富む地形や様々な植生が分布し、優れた自然環境が形成されています。これら優れた自然のうち自然公園区域と重複しない地域を自然環境保全法及び秋田県自然環境保全条例に基づき自然環境保全地域等に指定し、保護保全を図るとともに、県民の自然観察、自然研究の場として活用しています。

平成14年度末現在、表2で示すとおり自然環境保全地域は15箇所5,022.193ha(うち特別地区は2,811.21ha)、緑地環境保全地域は4箇所434.8haです。

(3) 自然環境保全地域の管理

自然環境保全地域及び緑地環境保全地域においては、自然環境の保全のための現況調査を行うと共に、巡視歩道や標識等の施設を設置する事業を行っています。

H14年度は、1箇所の自然環境保全地域において植物相、植生、動物相等の現況調査を行いました。また、各1箇所の自然環境保全地域と緑地環境保全地域において標識・標柱・侵入防止柵の設置・補修を行いました。

また、これらの地域では県自然保護指導員が、巡視を実施するとともに、立ち入り者等に対して自然保護上必要な指導を行っています。

#### (4) 自然環境保全調査

「持続的」で「効果的」な自然環境の保全と活用を図るため、動植物相や分布状況などの基礎的調査を継続的に実施し、自然環境の現況把握に努めています。

また、継続的なモニタリングが必要な調査等については、特に専門家に依頼してより詳細な専門的調査を実施しています。

### 3 自然環境の保全管理

#### (1) 自然環境管理計画

自然環境管理計画は、本県における自然環境の現況と評価をふまえ、県民が広く自然とふれあえる環境づくりを実現するため、昭和61年度に策定したものです。

この計画は、県の自然環境保全行政の運営指針となるもので、国や市町村に対しては誘導的な役割を果たすとともに、県民や事業者などに対しては理解と協力を求めながら、自発的、積極的な活用を期待しているものです。

その内容は、図1で示すとおり自然環境の現況、評価、保全目標及び管理指針から構成されています。

この計画では、県土を約1km四方のメッシュ(県全体では、約12,000メッシュ)に区分し、植物的自然、動物的自然、景観、水辺環境をそれぞれ5段階評価するとともに、総合的にみた秋田の自然についても5段階で評価しています。

また、この管理指針は、自然環境の保全に配慮しながら個別具体の事例に対処するガイドラインとなるものです。

#### (2) 自然保護指導員

県内の自然環境の保全状況を把握するとともに、その保全のための指導を行うため、自然環境保全条例に基づき、自然保護指導員を配置しています。

自然保護指導員は、自然環境保全地域の保全、自然公園の保護及び利用並びに鳥獣の保護、その他県内の自然の保護のための指導を行っており、平成14年4月1日現在93名が任命されています。

### 4 自然環境保全基礎調査

自然環境保全基礎調査は、一般に「緑の国勢調査」と呼ばれており、自然環境保全法に基づき我が国の自然環境の状況を総合的、科学的に把握するため、おおむね5年ごとに国が都道府県等に委託して実施しています。

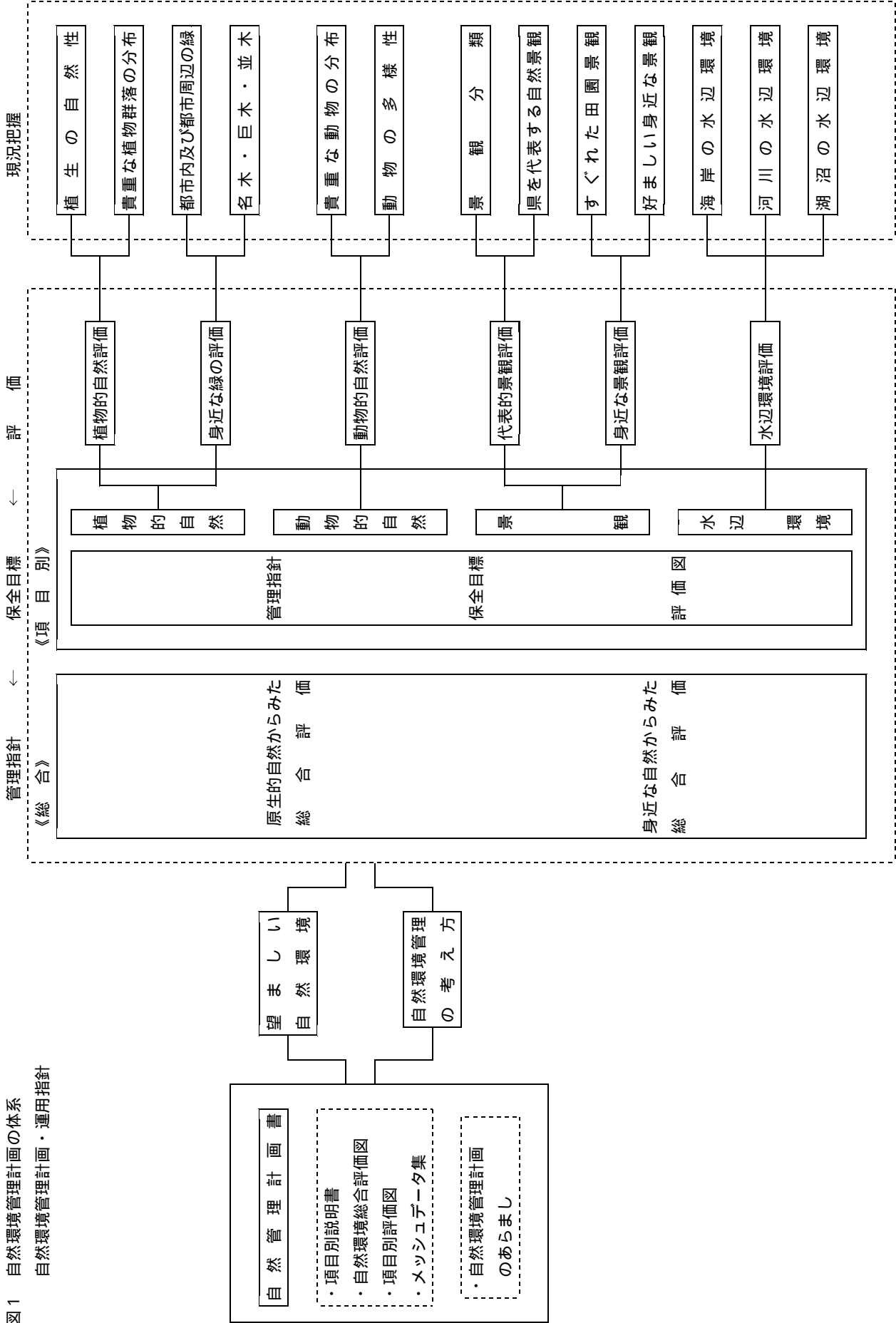
昭和48年度に第1回基礎調査が始まり、平成11年度より第6回基礎調査が行われています。また、平成6年度より新たに生物多様性調査を実施し、平成14年度は中・大型哺乳類の分布調査を行いました。

表2 自然環境保全地域等指定の概要

(平成15年3月末現在)

国自然環境保全地域				
＜ ＞野生動植物保護地区 ( )特別地区				
地区名	所在地	面積 (ha)	指定年月日	主な保全対象
白神山	藤里町鹿瀬内沢国有林	<2,466> (2,466) 4,336	H 4.7.10	大規模ブナ林及びイヌワシ、クマガラ、ニホンザル等
県自然環境保全地域 ( )特別地区				
地区名	所在地	面積 (ha)	指定年月日	主な保全対象
南由利原	由利町西沢字南由利原	(74.6) 191.8	S49.11.2	湿原植物群落(ミズバショウ、ミツガシラ) 草原植物群落(シガツツ)
湯の台・小方角沢	神岡町大字神宮寺字湯の台、 西仙北町大字上土川字小杉山沢	(12.7) 53.4	S49.11.2	湿原植物群落(材ミツガシラ他) ハツチョウトンポ多産地
冬師	仁賀保町大字馬場字冬師山	32.4	S49.11.2	湿地林(ハシバ、ヤブタマ) 湿原植物群落(ミズバショウ、ミツガシラ)
霧熊山峡	阿仁町荒瀬字粕内・水無字霧熊	(22.2) 71.1	S50.2.22	岩壁植生(チツバキ他)
保呂羽山	大森町八沢木字保呂羽山	(10.5) 10.5	S50.2.22	ブナ、ミズナラを主体とする天然林
刈女木	羽後町大字田代字明通山	33.8	S51.3.30	湿原植物群落(ガリヤ、イナバネ、サゼンソウ)
羽黒山	八森町字羽黒下	5.1	S51.3.30	暖地性植物(カスガソウ群落)
外山	山内村大松川字外山・家外山水上	17.2	S52.8.11	ブナ ユキツバキ群落
丁岳	鳥海町字丁森国有林	(88.16) 88.16	S53.1.24	ブナを主体とする天然林、亜高山性植物
番鳥森	河辺町岩見国有林	(126.83) 126.83	S53.1.24	ブナ及びミズナラを主体とする天然林
鞍山風穴	鷹巣町栄字大沢鞍下	(0.65) 6.93	S56.3.14	風穴植物群落(材カハシ他)
金峰山	平鹿町醍醐字嶽平地嶽沢	(3.97) 21.93	S56.3.14	ブナ ユキツバキ群落
小又風穴	森吉町大字小又	(3.60) 21.283	S57.5.1	風穴植物群落(ワシノネツグ他)
親川	本荘市大字親川	(2.00) 5.76	S60.10.8	タブノキ群落、ヤブツバキ群落
計	14地域	(345.21) 686.193		
県緑地環境保全地域				
地区名	所在地	面積 (ha)	指定年月日	主な保全対象
長木溪谷	大館市大字茂内字鬼ヶ岳	238.0	S49.11.2	溪流、露岩、自然林
今泉	鷹巣町今泉字南部沢	37.5	S52.8.11	池沼、スギ林、広葉樹林
千屋並木	千畑町大字土崎	7.1	S51.3.30	アカマツ・スギ並木
石沢峡	本荘市大字鳥田目、大梁、山内、 東由利町大字奥ヶ沢、畑村	152.2	S49.5.26	渓谷、ケヤキ林
計	4地域	434.8		
合計	19地域	5,456.993		

図1 自然環境管理計画の体系  
自然環境管理計画・運用指針



## 5 秋田県版レッドデータブック

レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生動植物について記載している本です。日本では1980年代後半から環境庁（現環境省）等が日本版レッドデータブックを刊行し、その後各県が県版レッドデータブックを刊行あるいは刊行準備中です。県では平成10年度から平成12年度にかけて「秋田県版レッドリスト（秋田県の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）」を公表しました。平成13年度には秋田県版レッドリストの一部見直しを行い、秋田県レッドデータブックとして「秋田県の絶滅のおそれのある野生生物2002 秋田県版レッドデータブック動物編」「同植物編」を刊行しました。県版レッドデータブックには動植物合わせて8分類群、1,235種が記載されています。

県ではこれらの情報を自然環境保全地域や鳥獣保護区の指定、環境アセスメント等、野生動植物の保護・保全等に活用しています。また、県版レッドデータブックを各1,000部印刷し、県内市町村、高等学校、大学等関係各機関に無償配布し、広く普及を図りました。

また、将来的な改定等に向けた情報収集や調査を行っています。

表3 秋田県版レッドデータブック掲載種数

平成14年3月末現在

カテゴリー 分類群	絶滅種	野生絶滅種	絶滅危惧種				準絶滅危惧種	情報不足種	地域個体群	分布上希少な雑種	留意種	合計
			絶滅危惧種IA類	絶滅危惧種IB類	絶滅危惧種II類	絶滅危惧種計						
哺乳類	1	0	0	8	12	20	2	2	0	-	5	30
鳥類	0	0	6	6	20	32	50	19	0	-	0	101
爬虫類	0	0	0	0	0	0	0	2	0	-	0	2
両生類	0	0	0	0	0	0	1	0	0	-	0	1
淡水魚類	1	0	5	4	7	16	8	1	2	-	0	28
昆虫類	3	0	30	29	27	86	46	45	1	-	8	189
陸産貝類	0	0	4	3	3	10	4	3	0	-	1	18
維管束植物	18	0	168	241	147	556	157	57	0	71	7	866
合計	23	0	213	291	216	720	268	129	3	71	21	1,235

## 6 希少種の生息環境の保全

仙北・平鹿地方の湧泉地帯には、秋田県版レッドデータブック絶滅危惧種 A類（環境省版レッドデータブック絶滅危惧 A類）の淡水魚であるイバラトミヨ雄物型が生息しています。近年の湧泉環境の変化により、生息環境の悪化、個体数の減少が起こっており、絶滅のおそれが高まっています。国の自然共生型地域整備推進事業（間接補助事業）により、千畑町において生息環境の整備を行いました。

## 7 野生鳥獣の保護

本県は、森林を主体に比較的豊かな自然環境に恵まれていることから、生息する野生鳥獣もクマガラ、イヌワシ、カモシカ、ヤマネ等の貴重な種を含む多様な鳥獣相を保持しています。

これら野生鳥獣の保護繁殖を図るため、県は鳥獣保護事業計画(計画期間5年間)を策定し、これに基づいて鳥獣保護区等の指定、生息状況調査、保護施設の整備等を推進しています。

### (1) 鳥獣保護思想の普及啓発

鳥獣保護に対する県民の理解を深めるため、探鳥会の開催、ビデオ、映画フィルムの貸出等を行い、鳥獣保護思想の普及啓発に努めています。特に、5月10日からの愛鳥週間には、小中学生を中心にポスター、作文、巣箱の作品募集や愛鳥モデル校を対象として五城目野鳥の森、大湯草原鳥類観測ステーションでの探鳥会を行っています。

(2) 鳥獣保護事業計画の推進

鳥獣保護区等の指定状況

鳥獣の保護繁殖を図るため、必要な地域について鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区等の指定を進めていますが、平成9年度から平成13年度までの第8次鳥獣保護事業計画期間内に、鳥獣保護区を170箇所104,544ha、特別保護地区を43箇所8,135haそれぞれ指定しています。

また、休猟区については、可猟区域のおおむね3分の1を目途に指定を行っています。

平成14年度における県指定鳥獣保護区は森林鳥獣生息地11箇所5,005ha、集団渡来地4箇所1,434ha、身近な鳥獣生息地7箇所1,928ha、特別保護地区3箇所338ha、休猟区は29箇所49,510ha、銃猟禁止区域12箇所9,568haの指定を行いました。これにより、平成14年度末における鳥獣保護区等の指定状況は、表4のとおりです。

表4 鳥獣保護区の指定状況

(平成15年3月末現在)

指 区 定 分	鳥 獣 保 護 地 区(ha)					特 別 保 護 地 区(ha)					休 猟 区(ha)	
	箇 所 数	総 面 積	国 有 地	民 有 地 等	水 面	箇 所 数	総 面 積	国 有 地	民 有 地 等	水 面	箇 所 数	総 面 積
国	3	11,113	8,384	227	2,502	4	6,361	3,876	48	2,437		
県	172	105,197	42,324	56,648	5,619	40	7,951	5,511	2,135	305	81	104,683
計	175	116,310	50,708	56,875	8,121	44	14,312	9,387	2,183	2,742	81	104,683

鳥類分布調査

鳥獣の生息地として重要な森林、草原、湖沼等について、生息鳥獣類の実態を把握し、その環境と種の保護を図るため、昭和46年度から毎年度鳥類分布調査を実施していますが、平成14年度は鉾立鳥獣保護区について実施しました。

また、ガン・カモ科鳥類の全国一斉調査として、1月15日に主要な越冬飛来地において生息状況の把握を行い25,099羽を確認しました。

(3) 鳥獣保護員

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、山野等において鳥獣の保護及び狩猟に関し適切な指導・監督を行うため、鳥獣保護事業の具体的実施を補助する鳥獣保護員を配置しています。

鳥獣保護員は鳥獣保護区等の管理、鳥獣関係の調査、狩猟取締り等にあっており、平成14年度は73人が任命されています。

(4) 鳥獣保護センターの状況

野生鳥獣の生態調査の実施や、傷病野生鳥獣の救護を図るために昭和48年に五城目町に開設しており、愛鳥山荘や鳥獣保護舎、カモシカ園等の主要施設が整備されています。平成14年度の野生鳥獣の救護状況は、鳥類が62種211羽、獣類が4種46頭です。また、センターの利用者は16,767人となっています。

(5) カモシカの保護管理対策

県内におけるカモシカ分布域の拡大に伴い農作物被害が多発していることから、平成11年度から平成13年度までの生息調査の結果をもとに、平成14年度に被害の防止と適切な保護管理対策を行うための特定鳥獣保護管理計画を策定しました。

(6) ニホンザルの保護管理

白神山地周辺においてニホンザルによる農作物被害が増大していることから、平成14年度から平成16年度まで生態調査を行い、平成16年度に被害の防止と適切な保護管理対策を行うための特定鳥獣保護管理計画を策定することとしています。

**8 温泉の保護と利用**

(1) 温泉の利用

本県は豊かな温泉資源に恵まれており、平成15年3月末現在における温泉地は128地域、浴用・飲用利用向けの温泉総数488箇所、うち利用源泉数353箇所、未利用源泉数135箇所となっています。

宿泊施設は311施設で平成14年度の年間延べ宿泊利用人員は2,054千人となっており、保健休養の場として利用されています。(表5)

一方、地熱水の利用による発電、農林水産業、温水プール等の他目的活用も図られています。(表6)

なお、市町村別源泉数は表7のとおりです。



表5 温泉利用状況（浴用・飲用利用分）

（平成15年3月末日現在）

管轄 保健所名	市 町 村 名	温 泉 地 数	源泉総数 (A+B)	利用源泉数A		未利用源泉数B		温 度 別 源 泉 数				ゆう出量(ℓ/分)		宿 泊 施設数	収 容 定 員	年 度 延 泊 利用人員	温泉利用の 公衆浴場数	国民保養温泉 地年度延泊 利用人員
				自噴	動力	自噴	動力	25 未満	25～42	42 以上	水蒸気 ガス	自噴	動力					
大 館	5	25	165	63	60	28	14	1	27	118	2	3,214	11,021	78	7,425	452,161	23	62,122
内 国 民 保養温泉地	1	3	19	6	1	11	1	0	2	13	2	322	350	7	599	62,122	1	62,122
鷹 巢	5	3	19	2	8	5	4	5	4	10	0	932	3,253	4	241	21,615	9	0
能 代	7	8	21	7	9	2	3	5	5	10	不明1	1,926	2,057	16	1,613	77,562	16	0
秋田中央	9	12	43	3	20	9	11	15	7	21	0	603	6,652	21	3,376	252,010	18	0
本 荘	10	16	45	22	6	13	4	27	11	7	0	3,168	2,540	18	1,215	100,284	20	0
大 曲	14	36	78	30	32	4	12	3	23	48	4	15,330	7,167	102	8,625	824,001	34	607,067
内 国 民 保養温泉地	1	10	23	20	2	1	0	0	2	17	4	12,629	239	58	5,338	607,067	6	607,067
横 手	7	13	31	4	18	7	2	11	9	11	0	1,816	4,251	15	1,040	103,637	18	0
湯 沢	6	11	69	19	37	9	4	1	6	55	1	2,342	4,698	50	2,771	143,830	19	42,334
内 国 民 保養温泉地	1	1	40	5	28	4	3	0	2	36	不明2	557	3,204	16	1,118	42,334	5	42,334
秋 田 市	1	4	17	3	10	1	3	4	8	5	0	425	2,115	7	778	78,769	12	0
合 計	64	128	488	153	200	78	57	72	100	285	7	29,756	43,754	311	27,084	2,053,869	169	711,523
内 国 民 保養温泉地	3	14	82	31	31	16	4	0	6	66	6	13,508	3,793	81	7,055	711,523	12	711,523

（注）温泉地数は、宿泊施設が存在し、かつ宿泊利用がある場合のみ計上した。

表6 温泉利用状況(多目的利用分)

(平成15年3月末日現在)

市町村名	温泉地名	用途	源泉総数(A+B)		利用源泉数A		未利用源泉数B		温度別源泉数				湧出量(ℓ/分)		主たる泉質名	備考
			自噴	動力	自噴	動力	25満	25~42	42以上	水蒸気	自噴	動力				
鹿角市	大沼	地熱発電	8	6	2				8	1,583				単純硫黄泉(硫化水素型)	地熱発電所	
鹿角市	澄川	地熱発電	20	9	11				20						地熱発電所	
鹿角市	切留平	温水プール	1	1			1			2,500					鹿角市八幡平山麓温水プール	
大館市	柄沢	農林水産用	1	1			1			16				カルシウム・ナトリウム・鉄( )	しいたけ栽培	
大館市	雪沢	農林水産用	1				1				143			ナトリウム・カルシウム - 硫酸塩泉	花き栽培	
森吉町	あゆ	農林水産用	1	1			1				200			ナトリウム - 塩化物・炭酸水素塩泉	あゆ稚魚育成	
雄和町	深層熱水	研究用	3				3				1,500					
河辺町	深層熱水	研究用	1		1					398						
象潟町	ねぶの花	魚介類養殖	1	1			1			500				ナトリウム - 塩化物強塩泉	アワビ種苗生産で熱交換の熱源	
田沢湖町	下高野	工業用	1	1			1				200				日東オプチカル	
田沢湖町	戸瀬	玉川の酸性中和	1	1			1			39				ナトリウム・カルシウム - 硫酸塩泉	国土交通省	
湯沢市	木地山	農林水産用	2		2				1	423				単純温泉		
湯沢市	上の岱	地熱発電	21	7	14				21						地熱開発、発電用生産井	
湯沢市	泥湯	地熱調査	2		2				2	180					地熱開発調査	
雄勝町	秋の宮	農林水産用	1	1			1				80			単純温泉	養鱈実験場	
雄勝町	秋の宮	温水プール	1	1			1				200				雄勝町温水プール(熱交換)	
雄勝町	小野	農林水産用	1	1			1			180					東北農政局ビニールハウス	
雄勝町	秋の宮	地熱調査	11		11				11						地熱開発調査	
皆瀬村	栢倉	地熱調査	3		3				2	497					地熱開発調査	
皆瀬村	大湯	暖房用	1	1			1			25				ナトリウム - 塩化物・硫酸塩泉	小安山荘よし川	
合計	10		82	28	46	4	7	10	65	6,341	2,323					

表7 市町村別源泉数（浴用・飲用分）

（平成15年3月末日現在）

市町村名	源泉数	市町村名	源泉数	市町村名	源泉数	市町村名	源泉数
秋田市	17	二ツ井町	4	象潟町	9	西木村	1
能代市	3	八森町	3	矢島町	2	千畑町	3
横手市	11	山本町	6	岩城町	5	仙南村	1
大館市	25	藤里町	3	由利町	0	増田町	3
本荘市	10	八竜町	1	大内町	5	平鹿町	1
男鹿市	22	峰浜村	1	東由利町	2	雄物川町	5
湯沢市	11	五城目町	7	西目町	1	大森町	5
大曲市	5	昭和町	2	鳥海町	6	十文字町	0
鹿角市	131	八郎潟町	2	神岡町	1	山内村	5
小坂町	2	飯田川町	0	西仙北町	5	大雄村	1
鷹巣町	4	天王町	1	角館町	5	稻川町	1
比内町	6	若美町	1	六郷町	1	雄勝町	40
森吉町	4	井川町	0	中仙町	1	羽後町	1
阿仁町	6	大潟村	2	田沢湖町	36	東成瀬村	3
田代町	1	河辺町	2	協和町	4	皆瀬村	13
合川町	2	雄和町	4	太田町	6	県計	488
上小阿仁村	3	仁賀保町	2	仙北町	2		
琴丘町	0	金浦町	3	南外村	7		

(2) 温泉の保護

許可等処理状況

温泉を保護するとともに、その適正利用を図るため、温泉法に基づく許可等の処理状況は表8のとおりです。

温泉保護地域等

本県では、過去及び現在において、源泉相互間の影響が現れている地域、近年に温泉の水位、温度の低下等の衰退現象が見られる地域を温泉保護地域として定め、掘さく、増掘等の規制を行っています。

また、全県的な温泉の保護及び利用に必要な措置を講ずるため秋田県温泉保護対策要綱を定め、温泉の恒久的な保護と適正利用の推進を図っています。

国民保養温泉地

温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設の整備及び環境の改善が必要な地域である八幡平温泉郷、田沢湖高原温泉郷、秋ノ宮温泉が国民保養温泉地として定められています。

地熱開発地域環境調査

地熱開発の周辺既存温泉への影響等を調査するため、次の調査が毎年継続的に実施されています。

(調査対象) 八幡平地域 7 源泉(昭和52年度から)

小安・秋ノ宮地域 9 源泉(昭和53年度から)

玉川地域 1 源泉(平成2年度から)

(調査時期) 年3回 (5月、8月、10月)

(調査項目) 11項目

(調査機関) 県衛生科学研究所

表8 温泉法に係る許可状況調べ（過去5年間）

区分 \ 年度	10	11	12	13	14
掘さく	6	9	10	8	6
増掘	0	1	0	0	0
動力装置	6	6	3	5	3
温泉利用	32	27	33	38	34

## 第2節 自然とのふれあいの確保

### 1 自然公園の保護と整備

#### (1) 自然公園の指定状況

本県には、十和田八幡平国立公園をはじめ鳥海・栗駒・男鹿の三つの国定公園と田沢湖抱返り県立自然公園等七つの県立自然公園があり、県内の代表的な山岳、溪谷、海岸等の景勝地11箇所が自然公園として指定されています。その合計面積は128,254haで、県土の約11%を占めています。

自然公園内においては、公園の保護及び利用のための規制又は施設に関する公園計画を定め、この計画に基づいて風致景観及び自然環境の保全と、適正な公園利用の推進を図っています。

なお、各自然公園の概要は表9のとおりです。

表9 自然公園の概要

(平成15年3月末日現在)(単位:ha)

公園名	指定年月日	関係市町村名	面積	特別地区	特別地域	普通地域	土地		所有地		海域
							公有地	私有地	公有地	私有地	
十和田八幡平国立公園	S11. 2. 1 (S31. 7.10)	鹿角市、小坂町 田沢湖町 (八幡平地区追加)	26,789	1,501	24,921	367	25,823	610	356	-	
鳥海国立公園	S38. 7. 24	象潟町、仁賀保町 矢島町、鳥海町	16,372	-	15,834	-	9,472	4,537	1,825	538	
栗駒国立公園	S43. 7. 22	湯沢市、雄勝町 皆瀬村、東成瀬村	23,207	3,158	20,049	-	21,978	639	590	-	
男鹿国立公園	S48. 5. 15	男鹿市	11,534	160	7,923	73	2,199	1,972	3,985	3,378	
小計			77,902	4,819	68,727	440	59,472	7,758	6,756	3,916	
田沢湖抱返り 県立自然公園	S35. 4. 1	田沢湖町、角館町 西木村	7,477	-	6,186	1,291	5,881	212	1,384	-	
八森岩館 県立自然公園	S39. 7. 16	八森町	4,923	-	1,989	1,758	2,194	877	676	1,176	
きみまち坂藤里峽 県立自然公園	S39. 7. 16	二ツ井町、藤里町	3,202	-	2,622	580	1,811	914	477	-	
森吉山 県立自然公園	S43.10. 1	森吉町、阿仁町	15,095	-	14,586	509	14,801	62	232	-	
太平山 県立自然公園	S47. 7. 15	秋田市、五城目町 河辺町、上小阿仁村	11,897	-	11,897	-	10,452	-	1,445	-	
田代岳 県立自然公園	S50. 1. 11	田代町	1,855	-	1,855	-	1,855	-	-	-	
真木真昼 県立自然公園	S50. 1. 11	太田町、千畑町	5,903	-	5,873	30	5,312	51	540	-	
小計			50,352	-	45,008	4,168	42,306	2,116	4,754	1,176	
合計			128,254	4,819	113,735	4,608	101,778	9,874	11,510	5,092	

(2) 自然公園の保護と管理

自然公園管理員

自然公園の管理の充実のため23名の自然公園管理員を配置しています。自然公園管理員は、自然公園及び白神山地自然環境保全地域内を巡回し、高山植物の盗採等違反行為の防止、施設の維持管理や公園利用者のマナー指導等の業務を行っています。

また、高山植物の盗採の多い夏期には、八幡平、駒ヶ岳、栗駒山地区において、岩手県、地元市町村、森林管理署等とともに合同のパトロールを実施しています。

なお、自然公園管理員の配置状況は表10のとおりです。

表10 自然公園管理員配置状況

(平成15年3月末現在)

自 然 公 園 名	配置人員	管 理 区 域	関 係 市 町 村
十和田八幡平国立公園	3	八 幡 平	鹿角市・田沢湖町
		玉 川 ・ 焼 山	田沢湖町
		南 八 幡 平	田沢湖町
栗 駒 国 定 公 園	3	泥 湯 ・ 秋 の 宮	湯沢市・雄勝町
		須 川	東成瀬村
		木 地 山 ・ 小 安	湯沢市・皆瀬村
男 鹿 国 定 公 園	2	寒 風 山 ・ 五 里 合	男鹿市
		真 山 ・ 入 道 崎	男鹿市
鳥 海 国 定 公 園	3	鳥 海 ・ 矢 島	鳥海町・矢島町
		象 潟 山 岳 部	仁賀保町・象潟町
		象 潟 海 岸 部	象潟町
田沢湖抱返り県立自然公園	2	田 沢 湖	田沢湖町・西木村
		抱 返 り	角館町・田沢湖町
真木真昼県立自然公園	1	全 域	太田町 千畑町
太平山県立自然公園	2	太 平 山 北 部	五城目町・上小阿仁村
		太 平 山 南 部	秋田市・河辺町
森吉山県立自然公園	2	森 吉	森吉町
		阿 仁	阿仁町
田代岳県立自然公園	1	全 域	田代町
きみまち坂藤里峡県立自然公園	2	全 域	二ツ井町 藤里町
白神山地自然環境保全地域 八森岩館県立自然公園	2	全 域	八森町
白神山地自然環境保全地域			藤里町
合 計	23		

美化清掃活動等

自然公園は主に山岳や海岸部に位置するため、効果的な清掃活動が難しく、各市町村ともその対策に苦慮しています。このため、地元で清掃団体を育成し、国立公園にあっては、国からの委託の外、県及び関係市町がそれぞれ基準事業費の約1/4を負担し、その他については、県は基本的に関係市町村が補助する額の1/2を負担して、自然公園内における美化清掃活動を行っています。県が清掃活動事業に補助を行っている清掃団体は、表11のとおりです。

なお、これらの団体とともに清掃活動の充実と美化意識の向上を図るため、清掃登山等のボランティア活動の誘導や支援を行っています。

また、登山道の刈払い、各種標識類の整備等を行い、利用者の安全の確保に努めています。

表11 清掃活動事業費補助金交付団体一覧

(平成14年度)					
公園名	補助事業団体名	関係市町村	設立年度	補助金額 (千円)	基準事業費 (千円)
十和田八幡平 国立公園	(社)十和田湖国立公園協会	鹿角市 小坂町	昭和45	450	2,596
	八幡平を美しくする会		45	1,098	13,765
	八幡平支部	鹿角市	45	648	3,455
	南八幡平支部	田沢湖町	48	450	10,310
鳥海国立公園	鳥海国立公園を美しくする会	象潟町	51	300	1,220
栗駒国立公園	栗駒国立公園を美しくする会	湯沢市	55	300	981
	雄勝町を美しくする会	雄勝町	平成11	300	1,031
	栗駒を美しくする会	皆瀬村	9	300	937
	東成瀬村栗駒国立公園を美しくする会	東成瀬村	12	300	969
男鹿国立公園	男鹿を美しくする会	男鹿市	昭和62	1,000	5,239
田沢湖抱返り	田沢湖町山と湖を美しくする会	田沢湖町	50	300	2,402
県立自然公園 真木真昼	田沢湖を美しくする会	西木村 太田町	55	300	1,622
県立自然公園	真木真昼県立自然公園を美しくする会	千畑町	56	300	923
八森岩館 県立自然公園	八森の自然を美しくする会	八森町	平成5	300	904
森吉山 県立自然公園	森吉山県立自然公園を美しくする会	森吉町	6	300	913
	県立自然公園森吉山を美しくする会	阿仁町	6	300	1,698
合	計			5,848	35,200

許認可状況

自然公園内においては、自然景観及び自然環境の保全を図るため、保護計画に基づいて公園区域を、特別保護地区、特別地域(第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域)、普通地域に区分し、公

園内で行われる各種行為について許可又は届出制度により規制しています。

なお、平成14年度の各種行為の処分状況は表12のとおりです。

また、国立公園においては、許可権限の一部が国から県知事に委任されており、国立公園においては県知事が処分権限を有しています。県立自然公園においては、一部を除いて町村長に処分権限を委任しています。

表12 平成14年度自然公園内の許可等処理状況

(単位：件)

公園	行為内容	特別保護地区					特別地域										小計	計
		工新 作改 物増 の築	土採 石の 取	動捕 物の 獲	広の 告設 物置	土形 地状 の変 更	小 計	工新 作改 物増 の築	木伐 竹採 の等	土採 石の 取	広設 告置 物の 等	土形 地状 変 の更	指の 定植 採 物取	工色 作彩 物変 の更	小 計			
国立公園		1	1	0	0	0	2	9	0	2	0	0	0	0	0	11	13	
国立公園		1	0	0	0	0	1	60	5	19	4	3	0	0	91	92		
県立公園		0	0	0	0	0	0	13	0	0	2	2	2	2	21	21		
合計		2	1	0	0	0	3	82	5	21	6	5	2	2	123	126		

#### 特定民有地の公有地化

県内の自然公園には、約12千haの民有地が含まれておりますが、このうち優れた自然景観を有する地域や学術的に貴重な地形・動植物等の分布する地域は、特別保護地区や第1種特別地域に指定され、その保護保全が図られています。

これらの地域においては、私権との調整を十分に図る必要があるため、必要に応じ県が民有地を買上げ、土地の公有地化を図ってきており、その合計面積は170ha余りに達しています。

なお、これまでに土地の公有地化が実現している地区は、表13のとおりです。

表13 特定民有地買上げ事業実績一覧

(平成15年3月末現在)

年度	公園名	地区	保護計画	面積	事業費
5 2	男鹿国立公園	寒風山	第1種特別地域	40.19 ha	169,304千円
5 3	男鹿国立公園	寒風山	第1種特別地域	26.16	112,921
5 5	男鹿国立公園	寒風山	第1種特別地域	78.12	355,422
5 7	男鹿国立公園	戸賀・入道崎	第1種特別地域	21.60	106,547
5 8	男鹿国立公園	寒風山	第1種特別地域	7.91	37,196
合計				173.98	781,390

### (3) 自然公園の利用

#### 利用状況

自然公園内での適正な利用の推進を図るため、公園計画に基づいて利用のための各種施設の整備を図っており、それらの施設を活用して、風景及び自然探勝、温泉利用、登山、キャンプ、スキー等様々な公園利用がなされており、その利用状況は表14のとおりです。



表14 自然公園の利用状況

(単位：千人)

公園別	年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
	国立公園(十和田八幡平)		4,652	3,894	4,234	4,247	4,116	3,979
国定公園		4,122	4,223	4,122	4,241	4,118	4,089	3,663
鳥海	海	1,414	1,192	1,254	1,239	1,248	1,225	953
	栗駒	707	705	723	864	834	892	842
	男鹿	2,001	2,326	2,145	2,138	2,036	1,972	1,868
県立自然公園		2,633	2,719	2,582	2,481	2,539	2,780	2,566
田沢湖抱返り	抱返り	1,472	1,615	1,409	1,445	1,413	1,589	1,484
	八森岩館	180	184	150	139	149	132	96
	きみまち坂藤里峡	509	543	527	500	482	550	444
	森吉山	207	180	307	188	219	217	251
	太平山	90	84	79	79	69	78	78
	田代岳	52	28	22	62	59	48	46
	真木真昼	123	85	88	68	148	166	167
計		11,407	10,836	10,938	10,969	10,773	10,848	10,351

#### 利用者指導

自然公園内における適正利用の普及・啓発を図るため、様々な指導普及活動や自然探勝路等の施設整備を行っています。特に、自然保護及び自然公園思想の普及啓発を図る中心的な施設として、ビジターセンター(博物展示施設)等の整備に努めています。

現在まで整備されているビジターセンターは表15のとおりです。

表15 ビジターセンター一覧

公園名	地区名	整備年度	延床面積	建築主体	備考
十和田八幡平国立公園	八幡平	平成13	802㎡	環境省	
鳥海国定公園	鉾立	昭和60	378㎡	県	
きみまち坂藤里峡 県立自然公園	素波里	昭和58	375㎡	県	
十和田八幡平国立公園	玉川	平成9	803㎡	県	

#### (4) 公園施設の整備

自然公園の保護と適正な利用の推進を図るため、国の直轄及び補助事業並びに県単独事業により公園計画に基づく各種利用施設の整備や既存施設の維持更新を図っています。

なお、平成14年度における施設整備の概要は表16のとおりです。

表16 平成14年度自然公園施設整備の概要

公園名	施設名	施設内容
十和田八幡平国立公園	大場谷地園地	木道工(320m)
	玉川温泉駐車場	駐車場(2,780m <sup>2</sup> )
	玉川温泉線歩道	道路改良(327m)
	駒ヶ岳線歩道	木道工(149基)
	大白森避難小屋	避難小屋(1棟)
鳥海国立公園	大清水園地	駐車場(1,680m <sup>2</sup> )
栗駒国立公園	神室山登山道	橋梁(1基)
男鹿国立公園	入道崎園地	園路工(386m)
森吉山県立自然公園	安ノ滝駐車場	駐車場(606m <sup>2</sup> )
太平山県立自然公園	丸舞登山道	橋梁(2基)
真木真昼県立自然公園	太田国民休養地	公衆トイレ(1棟)

(5) 東北自然歩道(新奥の細道)

整備目的

東北自然歩道は、東北のすぐれた風景地等を巡るため、国により東北6県にわたって整備された歩道です。この歩道は、多くの人々が四季を通じて手軽にかつ楽しくすぐれた風景地等を歩くことにより、沿線の豊かな自然、歴史、文化にふれ、自然保護意識の高揚を図ることを目的として整備されたものです。

秋田県の概要

一周ルート... 山形県境の象潟町三崎を起点として青森県境の八森町須郷岬までの799.2kmのコース。全体を1日で歩行可能な50のコースに分けています。

象潟から本荘にかけては日本海沿いに整備され、芭蕉ゆかりの地を含むコースです。本荘からは内陸部の横手に向かい、さらに横手盆地の東端を北上し、田沢湖から乳頭温泉に至る里山や渓谷を訪ねる道が続きます。

田沢湖からは東北の小京都といわれる角館を通り、雄物川に沿って水を訪ねる道が秋田市まで続き、さらに男鹿半島から能代山本地方の海岸を歩く道が青森県境まで続きます。

(主要経過地点)

三崎公園 - 蛭満寺 - 観音潟 - 仁賀保高原 - 望海の丘 - 西目海岸 - 二十六橋 - 石沢 - 桧山峠 - 八塩山 - 三ツ森山 - 沼館橋 - 金峰山 - いこいの森 - 三貫堰 - 湧わく通り - 仏沢 - 大台 - 真木溪谷 - 回顧の滝 - 抱き返り溪谷 - 蟹湯 - 湯尻 - 角館武家屋敷 - 小倉田 - 八乙女公園 - 宝蔵寺 - 神宮寺嶽 - 大平山 - 白糸の滝 - 高尾山 - 白根沢 - 国見山 - 大森山 - 三吉神社 - 館山 - 出戸海岸 - 寒風山 - 五社堂 - 本山 - 八望台 - 琴浜海岸 - 風の松原 - 檜山城跡 - ポンポコ山 - 岩館海岸

旭川ルート... 秋田市添川長田から秋田市太平仁別まで7.2kmの1日コースです。

秋田市に近接した旭川の清流を歩く道です。

(主要経過地点)

長田 - 山内 - 藤倉 - 仁別

路線概要

・ 路線総延長 799.2km 幹線49路線総延長 527.8km  
支線1路線総延長 7.2km

連絡路線(41路線) 264.2km

- ・総事業費 約7億円
- ・事業実施期間 平成2年度から平成8年度まで(7か年)
- ・路線の特徴 今まで点的に利用されていた自然資源(観光的価値のあるもの)・歴史・文化・施設資源・レクリエーション施設地区・展望地・温泉地・自然公園・ふるさと資源(祭りやイベント等)等の各種資源を一つのルートで結合し、1日で歩行可能な距離(20km程度)のコースを単位として構成しています。

関係市町村(28市町村)

象潟町、金浦町、仁賀保町、西目町、本荘市、東由利町、雄物川町、平鹿町、横手市、仙南村、六郷町、千畑町、太田町、中仙町、角館町、田沢湖町、神岡町、西仙北町、協和町、雄和町、秋田市、天王町、男鹿市、若美町、八竜町、能代市、峰浜村、八森町

## 2 森林の総合利用

心のゆとりやリフレッシュ、健康指向の高まり、週休二日制など余暇時間の増大に伴って、森林をエリアとしたレクリエーション、野外活動がブームになるなど、森林に対するニーズが多様化してきているなかで、森林のもつ保健休養などの機能を活用した県民の森やキャンプ場などの森林総合利用施設の整備を進めています。これらの施設は豊かな資源を活用した観光・レクリエーションの場として、地域活性化にも寄与しています。

また、植樹祭、緑の募金を活用した緑化推進運動等を通じて県民と森林とのふれあいの強化を図っています。

森林を利用した総合施設の整備状況は表17のとおりです。

表17 森林総合利用施設の整備状況

名 称	箇所	摘 要	名 称	箇所	摘 要
いこいの森	47		県民の森	1	田沢湖町
立県百年の森	1	二ツ井町	樹園地	3	鹿角市、秋田市、田沢湖町
森林総合利用	31	林業構造改善事業	学習交流の森	1	学習交流館場内(河辺町)
生活環境保全林	35	治山事業	体験の森	1	ぶなっこだ内(八森町)
			合 計	120	

## 第3節 農地、森林、沿岸地域の環境保全機能の維持・向上

### 1 環境と調和した農業の推進

近年、地球規模での環境問題が取り上げられており、大気、水、土壌等の自然生態系との関わりの中で営まれている農業においても、環境への負荷の低減が重要な課題となっています。

もともと農業は、水資源の涵養、洪水の調節などの県土保全、有機物などの土壌還元による生態系の保持などに大きな役割を果たしています。

また、消費者の関心は、「安心して食べることのできる農産物へ」と変化してきています。

こうしたことから、これからは、農業の有する自然循環機能を生かすとともに、環境への負荷をできるだけ軽減するなど、環境と調和した農業を推進していく必要があります。

このため、県では、平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」、  
「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、県の指針や計画を策定し、農業者等への啓発・普及を図りながら、環境と調和した持続性の高い農業を積極的に推進していくこととしています。

#### 持続的農業総合推進事業

有機物の積極的な活用による土づくりを基本にして、過度の化学肥料や化学農薬等に頼らず、これを効率的に利用し、環境への負荷をできるだけ軽減した農業を全県的に定着させていくため、持続性の高い農業の推進に係る県の基本的な考え方を策定したほか、環境に配慮した栽培技術に関する情報を提供するとともに、県内各地でその実証展示を行っています。

そして、環境と調和した農業の面的な拡大を図るため、市町村ごとに地域の状況に応じた地域環境保全型農業推進方針づくりが進められ、平成14年度までに25市町村で策定されており、特に、使用済みの農業用ビニール等については、地域ぐるみの問題として取り上げ、平成14年度までに県内全69市町村で組織的回収が実施されています。

また、消費者ニーズの高い有機農産物などを生産するため、堆肥供給施設の設置など条件整備の事業も計画的に実施しています。

#### 主な環境保全型農業の技術事例

区 分	技 術 項 目
減化学肥料 栽 培	緩効性肥料・被覆肥料の利用、土壌・生育診断に基づく施肥 田畑輪換による減肥栽培（転作大豆作付後の水稻減肥）
肥 料 流 出 防 止	水稻の無代かき移植栽培・不耕起移植栽培 水稻育成箱全量施肥
地 下 水 汚 染 防 止	クリーニングクロープの導入による輪作体系の推進 （過剰肥料吸収植物）
減化学農薬 栽 培	発生予察による適期防除、性フェロモン・天敵の利用、病害虫抵抗性品種・台木の利 用、太陽熱による土壌消毒、被覆資材の利用

### 2 森林の保全

森林は、木材の生産という経済的機能のほか、水源のかん養・土砂崩壊の防止や保健休養などの公益的機能を有しています。特に近年は公益的機能について県民の関心が高まっています。

本県は、森林の面積が82万1千ha(県土面積の71%)、蓄積が1億4千万m<sup>3</sup>となっているなど、全国でも有数の森林県です。

概要は表18のとおりです。

表18 森林の概要 ((H14.3末現在)) (単位：面積千ha・蓄積千m<sup>3</sup>)

区 分	面 積	蓄 積		
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
国 有 林	376	52,605	28,489	24,116
民 有 林	446	86,414	61,724	24,678

(1) 林地開発

林地開発許可制度は、林地の適正な利用を図ることにより、森林の持つ公益的機能を維持することを目的としています。近年、国民生活や経済活動の高度化に伴い森林を保健休養の場として利活用することに対し県民の期待が高まるとともに、林業・山村側からも森林を多面的に利用して地域の活性化を図る動きがありますが、環境問題・水問題などへの懸念も出てきています。このような森林の利用と環境保全との調整を図るため、本制度の適正な運用に努めています。

最近の許可状況は表19のとおりです。

表19 林地開発の許可状況 (上段( )書きは件数、下段は面積・単位ha)

年度	目的 総 数	工場事業	学校博物	公園・運	住宅用地	別 荘 地	ゴルフ場	レジャー	農用地	土 石	道路の	その 他
		場用地の 造 成	館用地 の 造 成	動 場 等 の 造 成	の 置 設	の 造 成	の 造 成	施 設 の 設 置	の 造 成	の 採 取	新 築 又 は 改 築	
平成9	(42) 376	(1) 26	(2) 32					(1) 3	(3) 24	(21) 58	(8) 26	(5) 207
10	(55) 386	(2) 18	(1) 4	(5) 24	(2) 59		(1) 81	(2) 4		(25) 100	(14) 90	(3) 6
11	(44) 361	(5) 11		(2) 22	(3) 17			(1) 2	(1) 5	(19) 132	(11) 158	(2) 13
12	(43) 280	(2) 21			(5) 66			(2) 6		(19) 144	(11) 29	(4) 14
13	(45) 469	(13) 267						(1) 2		(19) 102	(12) 98	
14	(40) 515	(5) 263		(2) 20		(1) 3				(17) 156	(12) 64	(3) 9
許 可 制	適用	(19) 168	(1) 8			(1) 3				(16) 153		(1) 4
	適用外 (協議)	(21) 347	(4) 255		(2) 20					(1) 3	(12) 64	(2) 5

(許可制の欄は14年度中の許可・協議の内訳である)

(2) 保安林

本県の保安林面積は、私有保安林が82,888ha、国有保安林が156,436haで併せて239,324haとなっており、全森林面積の29%を占めています。

保安林は、水源のかん養や山地災害の防止、保健休養等、公益的な諸機能を持っており、県民の安全な暮らしを守るため、計画的な保安林の整備を図っています。日本の自然百選の一つである能代市の「風の松原」は飛砂防備保安林に、日本の名水百選となっている六郷町の「湧水群」の源は水源かん養保安林にそれぞれ指定されています。

保安林の概況は表20のとおりです。

表20 保安林の概況

(単位：ha)

保安林種別 所有形態	総 数		水源かん養保安林		土砂流出防備保安林		土砂崩壊防備保安林	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
民 有 林	(129) 2,374	(3,900) 82,888	443	56,635	788	18,801	571	849
国 有 林	(44) 225	(24,679) 156,436	109	129,207	(5) 65	(4,464) 23,490	3	111
保安林種別 所有形態	飛砂防備保安林		保健保安林		その他			
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積		
民 有 林	100	1,722	(127) 1	(3,883) 2	(2) 471	(17) 4,879	( )は兼種保安林	
国 有 林	12	720	(38) 13	(20,192) 1,085	(1) 23	(23) 1,823	(平成14年度未現在)	

(3) 松林の保全

本県の海岸線263kmには、飛砂防備や防風、保健休養の面で重要な役割を果たしている松林が広がっており、この県民共有の財産を守るため、松くい虫の早期発見・早期防除に努めています。

しかし、昭和57年に象潟町で初めて松くい虫による被害が確認されてから次第に被害地域が拡大し、平成14年度には55市町村に及んでいます。

また、被害量は平成14年度で平成12年度を上回る過去最高の38,835<sup>m</sup>を記録し、異常な状況が続いています。

松くい虫による被害状況は図2のとおりです。

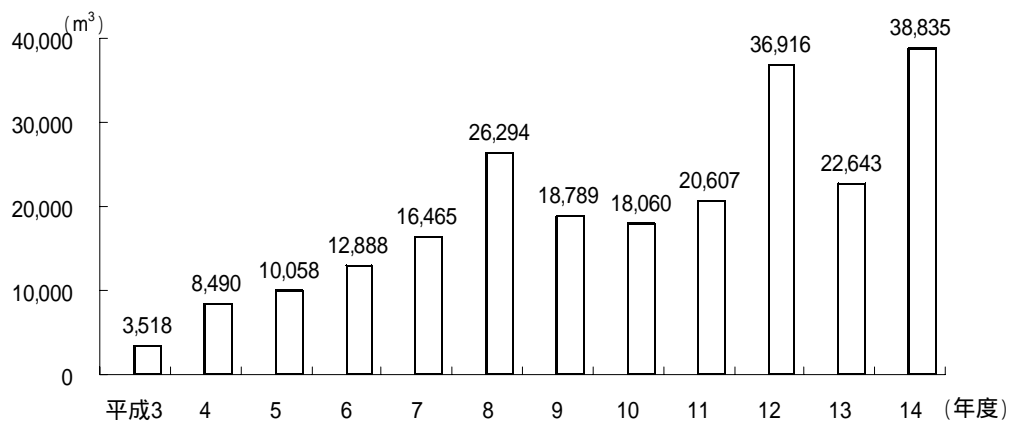


図2 松くい虫被害の推移 (民有林)

(4) 林野火災の防止

林野火災については、予防思想の普及・啓発に努めるとともに、火災被害を最小限に抑えるため空中消火体制を整備しています。

平成14年の火災発生状況は、前年より35件減少し48件の発生で、被害額は25,652千円となっています。

林野火災の状況は表21のとおりです。

表21 林野火災の状況

(単位：ha、千円)

年次	総数			たき火			たばこ			火入れ			その他		
	件数	被害面積	損被害	件数	被害面積	損被害	件数	被害面積	損被害	件数	被害面積	損被害	件数	被害面積	損被害
平成8年	47	39	19,695	6	0	7	5	2	312	9	3	4,754	27	34	14,622
平成9年	65	14	6,973	13	2	428	4	0	-	15	2	2,093	33	10	4,452
平成10年	31	6	3,287	4	1	148	1	0	-	6	1	1,428	20	4	1,711
平成11年	71	15	6,116	20	4	702	5	2	2,018	11	2	931	35	7	2,465
平成12年	36	8	1,333	6	1	355	3	0	30	2	1	160	25	1	788
平成13年	83	137	64,528	12	5	2,451	7	8	792	12	14	4,580	52	110	56,705
平成14年	48	20	25,652	6	3	7,065	5	2	6,963	4	2	1,142	33	13	10,482

## (5) 森林の多様な機能の発揮

森林については、「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」を森林整備の基本方向とし、北東北三県の連携による「緑のランドデザイン」に基づく、生物多様性を保全するための「緑の回廊」を構築することなどにより、森林の持つ多様な機能の維持・増進を図ります。

また、将来にわたり豊かな「水と緑」に囲まれた秋田を創造していくため、平成14年度に制定した「水と緑の条例」に基づき、県と県民の連携協力のもと、人間と自然とが共生できる環境づくりを進めていきます。

## 3 自然環境に配慮した漁業施設の整備

## (1) 漁港周辺の環境状況

漁港は水産物の陸揚げ、出漁準備、休憩、避難の場といった機能を併せ持ち、これらの機能を発揮するために備えるべき第一の条件は、泊地の静穏の保持です。しかし、静穏を求めるあまり、漁港内外の海水交流が抑制され、港内の水質悪化が問題となっています。

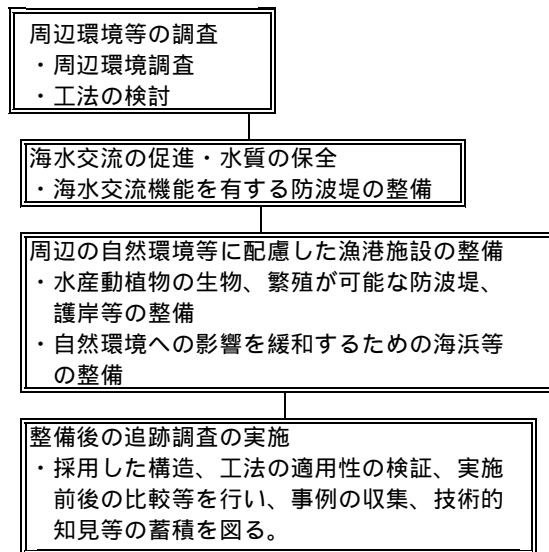
また、漁港周辺には漁業生産上重要な岩礁域が広がり、この岩礁域には小型の海藻類をはじめとしてホンダワラ類の藻場も分布し、アワビやウニなどが生息しており、大切な漁場として地域の漁業者に利用されています。また、本県の重要な水産資源であるハタハタの産卵場でもあり、また、多くの魚種にとって稚仔魚の生育の場としても重要な機能を持っています。

このため、漁港の整備計画でも、防波堤の築造に伴う外海水の遮断を防ぎ、外海水との交流が図られる構造にすることや、埋め立てなどにより失われる岩礁域の機能を回復するとともに、漁場への影響を最小限にする自然と調和した漁港づくりが求められています。

## (2) 事業の目的

漁港事業では、これまで周辺環境との調和に努めてきましたが、今後一層高まると予想される環境保全への要請に的確に対応し、また「資源管理型漁業」の推進により良好な資源水準を維持しながら沿岸域の高度利用を図っていくため、自然環境との調和や周辺環境への影響を緩和する構造物、工法などの採用を積極的に推進します。

事業の流れは次のとおりです。



(3) 実施状況は表22のとおりです。

表22 自然環境に配慮した漁業施設の整備状況

(平成14年度末現在)

漁 港 名	金 浦 漁 港	八 森 漁 港
市 町 村 名	金 浦 町	八 森 町
事 業 主 体	秋 田 県	秋 田 県
事 業 目 的	磯根資源（アワビ・イワガキ）への影響の緩和及び海水交流（中間育成水面）の促進	八タ八タの産卵場所となる藻場への影響を最小限とするほか、新たな産卵藻場の確保
対 象 施 設 名	防波堤（A）、防波堤（B）	護岸、防波堤
工 法	潜堤付き孔空き防波堤	離岸式消波工の防波堤

## 第4節 快適環境の確保

自然と人が共存できる社会の構築の一環として、緑が身近に感じられる、快適な都市環境を確保・創出するとともに、県民の心のよりどころとなる自然景観、歴史的・文化的遺産の保全を行うなど、快適環境の保全・創出のための施策を行っています。

### 1 快適な都市環境の確保・創出

#### (1) 都市公園の整備

近年の都市化の進行に伴い都市の緑が少なくなっており、緑が身近に感じられる都市空間の保全・創出が求められています。

このことから、スポーツ、文化活動など快適な生活環境を提供すると同時に、公害の緩和、災害時の避難場所としての機能を持つ都市公園の整備を進めています。

本県の都市公園の整備状況は、平成14年度末で515ヶ所、1,357haで、都市計画区域人口一人当たりの公園面積は16.6㎡となっています。



さらに、地域住民のやすらぎとうるおいのあるスペースの確保のため、平成17年度末までに1人当たり面積18.6㎡をめざして、都市公園の整備を推進します。

## (2) 河川・海岸の環境整備

近年、河川の環境に対する要請は、都市化の進展や生活活動の拡大など様々な社会状況の変化により多様化してきています。この地域社会の要請にこたえるため、従来の河川事業における洪水氾濫防止及び、海岸事業における侵食防止機能に加え、下記の各種事業を実施し、河川・海岸の環境保全と創造に努めています。

### 多自然型川づくり

生物の生息・生育環境や地域の景観等へ配慮し、自然環境を保全あるいは創出する「多自然型川づくり」を各河川整備で実施しています。

たとえば、河川整備に伴い、瀬と淵の保全や護岸の緑化等を実施することにより、魚介類の生息・産卵場所の保全や植物が復元できる水辺空間を創出します。

また、平成2年度からは、多自然型川づくりの基礎資料となる「河川水辺の国勢調査」により、魚介類の生育調査を実施しています。

### ふるさとの川整備事業

周囲の自然環境、社会環境、歴史的背景などを考慮した水辺空間整備を、まちづくりと一体的に整備しています。平成11年度に丸子川（大曲市）が、平成13年度に横手川（横手市）が完成しています。

### 桜つつみモデル事業

堤防の強化を図るとともに、堤防上に桜の木などを植樹し、緑豊かなやすらぎのある水辺空間を形成しています。

平成3年度に子吉川(本荘市)、5年度に米代川(ニツ井町)、雄物川(大雄村)、子吉川(由利町)、6年度に米代川(田代町)、岩見川(河辺町)、11年度に藤琴川(藤里町)、12年度に玉川(角館町)、阿仁川(森吉町)で完成しています。

### 河川環境整備事業

河川やその自然環境に親しむため、河川公園・広場などのレクリエーション施設を整備しています。小坂川（小坂町）、阿仁川（森吉町）、斉内川（中仙町）などで実施中です。

### 海岸環境整備事業

海岸の安全なレクリエーション空間の保全や、波浪による侵食被害を防止するとともに、環境、景観、親水性に配慮した護岸整備や人工リーフの設置をしています。琴浜海岸（若美町）で実施中です。

### 河川環境管理基本計画

河川空間や水環境の適正な保全と利用に関する施策を、水系及び地域の特性を踏まえ、総合的かつ計画的に実施するための指針として策定しています。

この計画は、河川空間管理と水環境管理の二つから構成されるものですが、その中の河川空間管理について、一級河川(雄物川、米代川、子吉川)は国土交通省で策定済です。

また、二級河川については、白神山地・八郎湖・鳥海山麓・出羽丘陵周辺の河川は策定済です。

## (3) 生活環境保全林の整備

安全で安心して暮らす豊かな生活環境として森林のはたす公益的機能の発揮が期待され、特に森林の保健休養機能に対する県民の要請は都市住民を中心に著しく高まっています。

こうした要請に応えるため、都市周辺の森林を保健休養機能をはじめ、国土保全機能、水源かん養機能、さらにはレクリエーション機能などを総合的に発揮することができる森林（生活環境保全林）としての整備

を積極的に進めています。

本県の整備状況は、平成14年度末で箇所数で36箇所、面積で1,658haとなります。

## 2 自然景観、歴史的・文化的遺産の保全

### (1) 景観の保全

本県の豊かな自然に恵まれた景観やのどかな風景を守り、心のなごむ県土を将来に引き継ぐために、「秋田県屋外広告物条例」や「秋田県の景観を守る条例」を制定し、これらの条例に基づき規制や指導を行い、地域特性に応じた良好な景観の保全・創出を推進しています。

表23 秋田県の景観を守る条例に基づく届出件数

平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	合計
12件	81件	97件	112件	109件	88件	68件	60件	54件	28件	709件

### (2) 歴史的・文化的環境の保全

県民文化の基盤を形成している由緒ある史跡や町並みなどを保存して、ふるさとのすぐれた歴史的・文化的遺産を県民共有の財産として次の世代に継承していくために、「文化財保護法」や「秋田県文化財保護条例」に基づいて文化財の指定や整備を進め、豊かで地域的な特色をもつ歴史的・文化的環境の保全と活用に努めています。

この基本方針に基づき、心豊かな生活を求める県民のふれあいの場、郷土学習の場として活用できる歴史的環境の整備と自然環境の保全を進めています。平成14年度の事業実績は、次の14件となっています。

#### 建造物の保存修理・防災施設整備

重要文化財康楽館（小坂町）・・・屋根修理

重要文化財大山家住宅（八竜町）・・・屋根修理

重要文化財赤神社五社堂（男鹿市）・・・解体修理、防災施設工事

重要文化財旧奈良家住宅（秋田市）・・・屋根修理

重要文化財土田家住宅（矢島町）・・・屋根修理

重要文化財古四王神社（大曲市）・・・屋根修理

#### 史跡の環境整備

史跡秋田城跡（秋田市）・・・土地公有化

史跡払田柵跡（仙北町）・・・土地公有化

天然記念物象潟（象潟町）・・・土地公有化

#### 名勝・天然記念物の保存・調査・整備

天然記念物ザリガニ（大館市）・・・現況調査

名勝檜木内川堤（サクラ）（角館町）・・・土壌改良、踏圧分散工事

天然記念物角館のシダレザクラ（角館町）・・・保存管理計画策定、環境図作成、報告書作成

天然記念物千屋断層（千畑町）・・・現況調査

#### 重要伝統的建造物群保存地区内重要建造物の修理

角館町角館重要伝統的建造物群保存地区（角館町）・・・青柳家主屋屋根修理、石黒家主屋部分修理

なお、平成14年度からの2年間、明治以降の建造物の所在地、形態、意匠及び保存状況の調査をおこな

う「近代和風建築総合調査」を実施しています。

平成11年度 住民ボランティア参加のワークショップ、フィールドワーク、シンポジウムの開催、文化財総合案内板や文化財案内カードの作成

平成12年度 住民ボランティアとともに文化財紹介カードの作成、ワークショップの開催

平成13年度 ガイドブック「秋田の有形文化財」の発行

この事業によって、エコミュージアム（「秋田まるごと博物館」を住民と行政が共同運営するもの）思想による地域づくりが行われました。

## 第5節 環境美化への取り組み

道路沿いや河川敷、あるいは公園などの多くでは、ボランティアによって地道にクリーンアップ活動が行われているものの、場所によっては、依然として空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てごみが目につきます。

このため、県では、住みやすく、公園のように美しい秋田を目指して、市町村と連携し県民参加型の美化運動の推進に取り組んでいます。

### 1 美しいふるさとづくり運動の気運の醸成

#### (1) 環境美化促進普及啓発

環境美化に対する意識の啓発を図るため、美しいまちづくりの先進的事例や国・県の環境美化に関わる施策、美化活動への取り組み方法、さらには「秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例」の内容等を紹介したホームページやポスターなどを作成し、積極的に情報提供をしています。

また、平成14年度から、4月第2日曜日を「あきた・ビューティフル・サンデー」、4月を「あきた・クリーン強調月間」と定め、県民に対して雪解け後の身近な環境のクリーンアップを呼びかけています。

あきた・ビューティフル・サンデー

・実施日：平成14年4月14日

・参加者：43市町村 約82,500人

（市町村やボランティア団体等の一斉清掃や一部地区清掃など）

（4月中 65市町村 約155,000人）

#### (2) 社会貢献活動（フィランソロピー）参画促進

企業に対して、事業所周辺の清掃や花いっぱい運動への参加など、社会貢献の一環としての美化活動への取り組みを働きかけています。

### 2 美しいふるさとづくり運動を進めるための核・主体づくり

#### (1) ふるさと美化推進地区支援事業

清潔で花いっぱいの美しいふるさとづくり運動を住民・ボランティア団体・企業・市町村が一体となって推進し、先駆的な美化推進のモデルエリアを創造するため、清掃・除草などの美化活動や生活空間の維持・保全活動を主体的に行う活動を支援しました。

また、空き缶等の散乱防止に積極的に取り組む地区として、環境美化促進地区を指定しています。

表24 環境美化促進地区

	平成13年度	平成14年度	合 計
地 区 数 (市町村数)	3 地 区 ( 3 町 )	44 地 区 ( 4 市26町 5 村 )	47 地 区 ( 4 市29町 5 村 )

## (2) ふるさと美化推進リーダー研修会

環境美化に積極的に取り組んでいる地域住民と市町村担当職員が参加して、美化に関する諸問題について意見交換しました。

表25 平成14年度ふるさと美化推進リーダー研修会実施状況

実 施 日	対 象 地 区	参 加 者
平成14年6月30日	中央地区	40人
平成14年7月14日	県南地区	31人

## 3 美しいふるさとづくりのための実践活動

## (1) 通勤途中のクリーンアップデー

県民一人ひとりが身近な生活の場で美化活動を実践する機会として、積雪期を除く毎月第4水曜日を「通勤途中のクリーンアップデー」に設定し、県職員が率先して取り組んでいるほか、市町村や企業に対して参加の呼びかけを行っています。これは、自宅からごみ袋を持参し、通勤の際に見つけたごみを拾う活動で、「県民一人ひとりがごみキャッチャー」をキャッチフレーズに、全県的な事業の展開を目指しています。

## (2) ふるさと綺麗隊活動

ふるさと美化推進チームの職員がふるさと綺麗隊として、入山者や海水浴客、釣り人などへのごみ持ち帰りキャンペーンや、あなたも・ちょこっと・ボランティアなどの主催クリーンアップ等の、実践活動を行っています。

表26 平成14年度ふるさと綺麗隊活動状況

(単位：回、人)

活動名称	対象者・参加者	実施回数	対象者数又は参加者数
ごみ持ち帰りキャンペーン	山菜採り、釣り人、登山者、キャンパー、海水浴客、きのこ採り、紅葉狩り	27	4,483
ポイ捨て防止キャンペーン	一般県民、観光客	14	12,500
犬のふん放置防止キャンペーン	犬の飼い主	12	555
あなたも・ちょこっと・ボランティア	一般公募県民	3	90
重点ポイントクリーンアップ	ボランティア団体、秋田森林管理署、田沢湖町ほか	2	59
合 計		58	17,687

#### 4 全県的な環境美化関連事業の把握と連携

環境美化団体や関係機関の環境美化事業の取り組み状況を調査して、活動の連携に努めるとともに、それらの団体等が企画するキャンペーンやクリーンアップに参加し、協働して環境美化活動を推進しました。

また、児童・生徒の環境美化に対する意識がより高まるよう、小・中学校や高校が主催するクリーンアップに参加し、一緒に活動しながらポイ捨ての防止を呼びかけたり、環境美化講話を行いました。

表27 平成14年度環境美化連携事業

(単位：回、人)

活動内容	主催者	実施回数	対象者数又は参加者数
ポイ捨て防止キャンペーン	たばこ販売協同組合、JT、国土交通省ほか	22	7,167
連携クリーンアップ	ボランティア団体、少年自然の家、市町村ほか	9	902
環境美化教育クリーンアップ	小・中学校や高校	28	4,370
合 計		59	12,439